

○ 大正区役所課長代理等専決要綱

制定 平成 23 年 4 月 1 日
直近改定 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 大正区役所課長等専決規程（平成 24 年 7 月 31 日達第 29 号。以下「専決規程」という。）

第 11 条の規定による大正区役所の課長代理等（専決規程第 1 条に規定する課長代理等をいう。以下同じ。）の専決事項については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(共通専決事項)

第 2 条 大正区役所の課長等（専決規程第 1 条に規定する課長等をいう。）が専決している次の各号に掲げる事項のうち、軽易かつ定例のものについては、専決規程第 11 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、課長代理等に専決させるものとする。

（1）所属職員（課長代理級以上を除く。）の時間外勤務及び休日勤務に係る命令、休暇（病気休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付並びに休憩時間の調整に関する事項。

（2）所属職員（課長代理級以上を除く。）の市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内の出張に関する事項。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。